

こども政策に関する国の動向について

令和5年12月

- ・「こども大綱」の閣議決定
- ・「こども未来戦略」の閣議決定
- ・「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定

令和6年3月

- ・「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の策定

令和6年4月

- ・「こども誰でも通園制度」の施行に向けた準備に係る国からの通知

令和6年5月

- ・「自治体こども計画策定のためのガイドライン」の策定
- ・「こどもまんなか実行計画 2024」の策定【参考資料1】

こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランとなっており、国（こども家庭庁）では、当該プランに基づき実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定することとし、継続的に施策の点検と見直しを図る。

令和6年6月

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行【参考資料2】

改正の趣旨

地方公共団体におけるヤングケアラーへの支援はばらつきが見られる等の課題があることから、支援を一層強化するため、子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正を行うことで、ヤングケアラーへの支援の普及を図るもの。

改正の概要

子ども・若者育成支援推進法第2条第7号において、そのこども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（ヤングケアラー）が明記されたこと。

支援の対象年齢

こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ること。